

2021年3月17日

内閣総理大臣 菅 義偉 様
法務大臣 上川陽子 様
衆議院議長 大島理森 様
参議院議長 山東昭子 様

日本 YWCA 会長 藤谷佐斗子
総幹事 尾崎裕美子

出入国管理及び難民認定法の改定案の閣議決定に対する意見書

私たち日本 YWCA は、1855 年に英国で生まれた世界 YWCA のネットワークの中で、1905 年の設立以来女性のエンパワメントと人権・平和・環境のために世界の仲間と共に活動を続けてきた国際 NGO です。私たちはそのネットワークを生かし、多文化・多民族共生社会の実現を目指して、さまざまな活動に取り組んできました。そのような国際 NGO として私たちは、2021 年 2 月 19 日に閣議決定された「出入国管理及び難民認定法の改定案」(以下「政府案」)は、人間の尊厳を守る人権擁護の立場から重大な問題があると考えます。日本の難民認定は、基準が非常に厳しく、難民申請をしたもののうち 0.4%しか受け入れられない等、国連などから何度も改善を求められるほど多くの課題があります。今、最優先に取り組むべきことは、難民の送還の促進ではなく、難民認定制度の改善です。難民側に「難民とされてしまった事情」について、主張・立証するための十分な機会が与えられ、公正に手続きがなされることです。政府案の、とりわけ以下の 4 点について強い懸念を表明し、見直しを強く求めます。

1. 監理措置について

政府案では、長期收容の解消に向けた措置の一つとして「監理措置」が新たに創設されていますが、監理措置は長期收容の解消にとっても不十分な制度であり、また対象者に必要以上の制限を課し、権利の侵害につながる懸念があります。監理措置ではなく、收容の上限、要件の明記、司法審査の導入を求めます。

2. 在留特別許可の対象について

政府案では、在留特別許可の対象が非常に限定されてしまいました。在留特別許可の対象を限定せず、より多くの難民申請者が收容や收容の危険にさらされることなく申請結果を待てるようにすべきだと考えます。対象の限定ではなく拡大方向への見直しを求めます。

3. 難民申請者の送還について

政府案では、3 回以上にわたり難民申請を行っている人などを対象に、難民申請中の送還を停止する規定(送還停止効)の例外を設けています。難民や難民申請者を送還することは、国際法上の原則(ノン・ルフールマン原則。難民条約第 33 条)によって禁止されており送還停止効に例外を設けるべきではありません。

4. 退去強制拒否罪の新設について

政府案には、退去強制の命令に従わない者については、刑事罰の対象とする退去強制拒否罪が設けられています。しかし、退去強制を拒否している人たちとは、本国に帰れない事情がある人たちです。刑事罰による抑止ではなく、在留特別許可の柔軟な運用の検討を求めます。

日本 YWCA

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 1-8-11 東京YWCA会館 302 号室

TEL: 03-3292-6121 FAX: 03-3292-6122、e-mail: office-japan@ywca.or.jp